

第 3 1 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和3年10月4日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和3年10月4日 午前10時05分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保			
3	岸 正 二			
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子			
6	新 井 正 喜		○	委任状
7	飯 塚 敬 子			
8	下 田 三 徳			
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子			
11	須 田 和 敏			
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実			
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司			
17	廣 瀬 淳		○	委任状
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二			農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美			農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員 議席 9 番 齊藤 由香 委員
議席 1 2 番 青木 明雄 委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者 事務局長 千木良 典行
統括主幹(農地調整係長) 吉田 徳之
統括主幹(農業振興係長) 狩野 康信
主 任 中嶋 辰哉
土木管理課 課長補佐(国土調査係長) 林 彰康
主査 谷 徳二

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

定刻となりましたので、第31回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

今回の総会につきましては、年間スケジュールですと10月5日に開催する予定でしたが、当日は議会の一般質問で農業委員会関係の質問がありまして、対応することとなりました。事務局の都合で日程変更をお願いしまして、誠に申し訳ありませんでした。

それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いいたします。

議 長

皆さんおはようございます。

始まる前にご協力願います。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード、又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和3年度第31回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力によりスムーズに議事を進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。

このことにより、ただいまの出席委員は19人中8人、委任状による出席委員が2名、合計10名で会議は成立しました。

なお、議席番号6番、新井正喜委員、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席及び委任の届出がございました。

早速ですが、議事に入ります。

議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号9番、齊藤由香委員、議席番号12番、青木明雄委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員は、齊藤由香委員と青木明雄委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、1ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第2号、農地使用貸借合意解約

通知についてご説明いたします。

報告書の3ページをお願いいたします。農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1番の1件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明いたします。

報告書の5ページをお願いいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理いたしましたので、ご報告いたします。

この度の届出は、5ページから9ページに記載の番号1番から13番の13件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。 報告書の11ページをお願いいたします。制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。 この度の届出は、11ページから12ページに記載の番号1番から5番の5件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。 以上で報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いいたします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川、子持地区を野村第2班長、赤城、北橋地区を星野第2班長より報告をお願いします。 最初に、野村第2班長、お願いいたします。
1 5 番	はい。 それでは、議案書の5ページをご覧ください。申請番号1番の現地ですが、東は畑、西と南は道路、北は宅地となっております。特に問題はないかと思われます。 次に、7ページをご覧ください。申請番号5の1番の現地は、東は畑と山林、西と北は道路、南は山林となっております。これについては問題はないと思われます。 申請番号5の2番ですが、東は畑、西と北は宅地、南は道路ということで、これも問題はないかと思ひます。

8ページをご覧ください。申請番号5の3番の現地であります、東と西は宅地、南は宅地と畑、北は雑種地と畑となっています。これについても問題ないかと思われま。

申請番号5の4番の現地は、東は畑、西と北は道路、北は田と雑種地となっています。これについても問題ないかと思われま。

申請番号5の5番であります、東は畑、西と北は一体利用している宅地、南は道路となっています。これについても問題ないかと思われま。

申請番号5の6番であります、東と北は道路、西は用水路、南は畑となっています。これについても問題ないかと思われま。

9ページをご覧ください。申請番号5の7番の現地であります、東は田、西と南は道路、北は宅地となっています。これについても問題ないかと思われま。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。これについても問題ないかと思われま。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料によりまして説明を受け、現地において調査委員全員で確認をした結果、議案書に記載のとおりと思われま。

以上、第2班、渋川、子持地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長、お願いします。

1 番

第2班、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

令和3年9月28日に実施しました。参加者は、角田委員、石田委員と、私、星野。事務局の方は、狩野係長、中嶋主任の5名で実施しました。

今回の転用の申請は、第4条が1件、第5条が4件、全体で5件でした。

それでは、議案書に沿ってご報告させていただきます。

まず最初に、4条申請1件でございますけれども、議案書の方は3ページです。申請番号4の1番の現地は、東と西が畑、南は一体利用する宅地、北が道路となっています。転用の目的は農家用住宅の通路用地で、追認になっていると思いましたが、特に問題ないと思われま。

それから、5条申請。9ページをご覧ください。申請番号5の9番の現地は、東と西と南が道路、北が畑となっています。

10ページをご覧ください。申請番号5の10番の現地は、東は宅地と道路、西は畑、南と北は宅地となっています。

申請番号5の11番の現地は、東は宅地、西は畑、南は宅地と道路、北は道路となっています。

申請番号5の12番の現地は、東は道路、西と南は雑種地、北は宅地

となっています。

いずれの案件も、転用の目的は一般住宅用地であります。申請面積も許可の範囲です。農地区分においても、特に4件とも問題ないと思われれます。

なお、この農地区分につきましては、現地調査の前に事務局の方の提示により説明を受け、全員で協議した結果、議案書のとおりということで問題ないと思います。

以上、第2班、赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告は終わりました。

ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で現地調査報告を終わります。

続きまして、議事日程第8、協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定についてを議題とし、意見の決定を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、地籍調査における農地に関する地目認定についてご説明いたします。

協議書の1ページをお願いいたします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定について、次のとおり協議があったので、意見の決定を総会にお願いするものです。

なお、詳細につきましては土木管理課の担当職員より説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

土木管理
課

土木管理課、国土調査係の林です。

はじめに、地籍調査事業の概要について説明をさせていただきます。地籍調査とは、国土調査法で定められた、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とした調査であり、1筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する調査を行い、その結果をもとに地図及び簿冊

を作成することになります。

渋川市では、令和2年度から2か年にわたり、横堀Ⅸ地区、津久田Ⅲ地区の2地区の現地調査及び測量を実施しております。

横堀Ⅸ地区は調査面積0.37平方キロメートル、津久田Ⅲ地区は調査面積0.62平方キロメートルを調査いたしました。

お手元の協議書の説明に移ります。協議書2ページをお願いいたします。2ページから24ページまで、横堀Ⅸ地区及び津久田Ⅲ地区の現地調査の結果において、農地に関する登記地目と現況地目に相違のある土地をまとめた表になります。

表の左から、土地の所在、所有者住所、所有者氏名。調査前地目、これについては登記地目。調査後地目、これは現況地目になります。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより審議を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。協議第1号、地籍調査における農地に関する地目認定については、土木管理課において地目変更登記の手続きを行うことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、議事日程第9、議案第1号、農地法の第3条の規程による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号3の1番から2番の2件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番及び2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、遺言執行のための申請となります。

申請番号3の2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ受人、渡人当事者の話合いが整いましたので、申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては、記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番から2番の2件について審議いたします。ただいまの事務局の説明及びお手元の3条調査書の内容について、質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による

許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することにしました。

続きまして、議事日程第11、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきましてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、名称、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、平成30年1月18日付け指令により建売住宅用地（6棟）として農地法第5条の規定による許可を受けましたが、許可地の一部について駐車場用地としての使用が確認されました。状況を変更前申請人に確認したところ、当該土地の南側に住宅及び事務所を所有している変更後申請人より、駐車場が不足のため駐車場用地としての購入希望があり、売買を行ったとのことであります。

このため、転用目的以外の使用となっていることから、是正指導を行い、この度の計画変更申請に至ったものであります。

なお、申請地は既に変更後申請人により駐車場用地としての利用がなされているため、変更前申請人、変更後申請人の連名による始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明の終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

4 番

はい。4番、角田です。

議 長

はい、角田委員。

4 番

質問ではないんですけども、ここに、株式会社、代表取締役、とありますが、なんかこの方は度々会議の俎上に名前が上がる方だと思います。平成30年に許可をもらって、追認で駐車場になったわけですが、どうなんですか。プロな割には、意外とこういうことを起こしている感じがあるんだと思うんですけど。質問じゃないんですけど、どうなんでしょう。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

先ほどの質問でございますけれども、現地確認をして、変更前申請人に状況確認をしたときに、今後このようなことがないようにということでお話はさせてもらっております。それを受けて、変更前申請人、変更後申請人の始末書が出されたということでもあります。

また、許可をいただきましたら、許可書を渡すときに、強く、この

ようなことがないようにということで許可書の交付をしたいと考えております。

4 番 業者さんは色んな方法に手を染めて宅地等を扱わなきゃならんのでしょうけども、我々もなるべくそういうことがないようにやってもらいたいと思うんですけどね。

1 番 はい。1番、星野。

議 長 はい、1番。

1 番 やはり角田さんと同じような考えなんですけれども、こうした業者の方はおそらく色んな手続きを知ってるわけなんです。なにかそれを潜っちゃって、既に転売しちゃったからもう仕方がない、そんな転用の仕方がされてるように見受けられるんですが、その辺の指導を是非していただきたいと思います。

議 長 申請人については、前々から、私が農業委員になったときからずっとこんなようなことがありました。再三再四、しつこいぐらいに言っている記憶があります。その辺のところをご理解いただきたいと思います。

よろしいですか。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第12、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

議案書の7ページから10ページ関連です。7ページをお願いいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

8ページをお願いいたします。申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の4番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の5番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の6番は、子持行政センターから約230メートルの所に位置していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

9ページをお願いいたします。申請番号5の7番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、住宅や事業の用に供する施設、公益施設等が連たんしている区域にあることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の9番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

10ページをお願いします。申請番号5の10番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の11番は、北橘行政センターから約480メートルの所に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

申請番号5の12番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の1番から12番の12件について審議いたします。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第4号、申請番号5の1番から12番の12件については、許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の1番から12番の12件について、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議事日程第13、議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議長。事務局長。

議 長

はい。事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。

議案書の11ページをお願いいたします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

内容についてご説明いたします。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川地区、伊香保地区、小野上地区、子持地区、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和3年11月1日を予定しております。

計画概要につきましては、11ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が126人。借受人が79人、筆数が249筆、面積が39万777.55平方メートルです。この個別の内訳は、12ページから22ページに記載の利用権設定総括表のとおりです。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。
質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第31回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時05分>